

やはり何がしか、例えば各都道府県なりで有識者にチェックしてもらえるなり、助言的なものでもいいですが、何か適切な助言がもらえるようなシステムが欲しいなと思います。国直轄の場合もまた、是非そういったことと抱き合わせて監視項目を格上げということをお考えいただきたいなと思います。

○眞柄委員長 だから、基本的な問題はこういう考え方でよしと理解をするとして、このテキストは担当が随分御苦労されて書かれているのだろうと思うんですが、やはり一番の問題は水質監視と水質検査は違うんですよね。違うように書き分けていらっしゃるんだけれども、どこかのところで水質監視というのはどういうもので、だれが主体的に行うものであって、水質検査というのは、水道事業者が行うのが水質検査であるわけですから、その結果が水質監視とどうつながるのかというようなことをどこかで定義かもしれません、ちょっと書いておいた方が理解はしやすいかも知れない。

水質監視というのは、今の水質監視は項目を測定することだけでなくて、WHOなどで言っている言葉を使えば、サニタリー・サーベイランスも入るわけですよね。ですから、そういう意味の水質監視というのをやって、いわゆる衛生行政というかパブリック・ヘルスの立場から、この水道事業体はこういう水質検査をすることが妥当であるということを水道事業者に知らせたり、水道事業者が自ら作ってきた水質検査計画に対して指導するか、意見を差し上げるかというような枠組みで動くんだというような流れで、多分担当もお考えになっていらっしゃるし、私もそれでいいだろうと思います。

もう一つは、実はそういうことをすると、国包さんが先ほど言われたように、その中をつなぐ組織が必要になる。その組織が環境基本法で言えば、都道府県が監視計画をつくるというのは審議会でやっている。では、水道ではそれがないからどうするか。そういう役所の審議会なり専門委員会に県がつくってやるのを考えるのか、もうそんなものはやめて、民間のコンサルタントでいいではないかというふうに考えるのか、それはもう少し、先ほど課長がおっしゃられたように、今後日本のこういう分野のいわゆる行政とビジネスの展開を見て、どこが收まりどころかというのは見ていただくということではないかなというふうに思います。

それでは、その次の3「逐次改正方式」であります、これはこんなものだろうと思います。当たり前のことが書いてあるだろうと。もう時間もあまりないので少しだけお話ししたいと思いますが、やはりこここのところで、データベースを国としてきちんと位置付けるというようなことを書いていただかないと、だれがデータベースをつくるかというのは、状況の把握とか要否の検討というのは、要するにデータベースがないとできないわけで

すよね。データベースをつくるのは国の仕事なのか、県の仕事なのか、水道事業者の仕事なのか、今の水道統計も行政統計というか法律で定められた統計ではないですよね。だから、この辺でやはり水道の統計を行政で定めた統計にできるかできないかわかりませんけれども、要するに、水道データベース、水道技術研究センターなり水道統計、日本水道協会でおやりになっていらっしゃいますけれども、あれは言うなれば、少しはお金が出るかもしれませんが、実質的には補助金、公共事業調整費補助だったし、都道府県の方もデータを打ち込むのも出せと言われたから出しているのであって、嫌だというなら出さなくてもいいので、やはり全部上がってくるようなデータベース制度をここで書いていただいて、そうでないと、水道業界も水道技術研究センターもあのメンテナンスコストが掛かって実際大変ですよ。だから、この辺のところでそれを書いておいていただくと、今後我々は助かりますので、ひとつお願いします。

では、その次の「水質基準設定に当たっての考え方」ですが、これについては、主要課題について主査の先生からメモも出ておりますので、微生物にかかる基準について、遠藤先生から補足的な御説明をいただいて、それについて委員の方々の御意見をいただくことにしたいと思います。お願いします。

○遠藤委員 基本的には、案に示されているとおりですので、特に大きく追加するところはございません。例えば、具体的に(1)の(3)の①では、現行の基準にある「大腸菌群」から「大腸菌」に変えることができるか、あるいは変える必要性があるのかということについて検討したいと考えております。現在用いられている検査法の中には、大腸菌群と大腸菌が同時に測れるようなシステムがございます。そういう検査法を採用していけば、両方の検査結果をつき合わせすることができるわけで、これまでの検査の継続性を保つつ、無理なく導入が図れるものと考えております。

それから、一般細菌の指標としての妥当性について、この際に検討してみたいと思っております。当然ながら、まずは非論から始めたいと考えております。

また、従属栄養細菌につきましては、特に、配管系などの中の微生物の増殖との絡みで、指標としての価値を検討するところから始める必要があろうかと思っております。当然、ほかの分野をご担当の先生方の御意見をお伺いしなければいけませんが、あわせて検査のための採水地点や検査回数等が検討課題となるものと考えております。関連する分科会で御検討いただけたらと思っております。

クリプトスボリジウム問題に関しては、御承知のように、これまでの病原微生物と異なり塩素消毒が有効でないということから、どのような対策が取れるのか、あるいは対策を

取らなければいけないのかをお示ししなければいけないものと考えております。いずれにせよ、重要課題だと認識しております。

この件に関しては、HACCP のような管理に関する概念を導入することが必要になるかもしれません。また、(5)の④のところに書いてございますように、例えば、塩素耐性の微生物に係る措置として「適正なろ過操作を行うべきこと」というような措置についての規定を設けることができるかどうか、あわせて検討しなければいけないと思っております。

それから、繰り返しになりますが、レジオネラを含め配管系における微生物の繁殖の問題というのは、我が国では今のところあまり話題になっていないかもしれません。もっとも、水道水がレジオネラ感染症にどの程度寄与しているのかということについてのデータは我が国にはございませんし、世界的にも乏しいと思われます。反面、WHOの会議での話を総合いたしますと、集団発生ではなく本症の散発例においては、水道の寄与を否定できないとする研究者もあります。この際に、配管系などのレジオネラの増殖に関しても、検討すべきであろうと考えております。このような観点からも従属栄養細菌の有用性について検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○真柄委員長 では、平田先生、何かございますか。

○平田委員 以前にもちょっと御相談いたしましたので特に異論はないんですが、10ページの④のところにございます衛生上の措置の中の、消毒その他の措置としてろ過だけが記載されていますが、二酸化塩素も、UVもまさに消毒技術です。これらを、消毒その他の措置のための処理技術に含める方向で考えて良いのかどうか。今、世界的にはクリプトスピリジウムに対するUVのすぐれた効果が既に認証されており、アメリカもヨーロッパも、必ずしもクリプトスピリジウム対策としてはうたっていないにしても、水の消毒技術としてはうたっております。それから、世界の知見を見ますと、UVで感染性を喪失させるという観点から見た場合には、下水で使われている消毒装置の転用で必要十分量の不活化が達成できますので、それを水道に適用しないでいいのかどうかというのが、大変気になっているところです。

○真柄委員長 結局、ここで「消毒に加え」という消毒の定義が、今は塩素剤による消毒としか書いていないので、消毒の定義を今のUVでもオゾンでも二酸化塩素でも、それこそ電子線でもいろいろな消毒の方式が水道では既に、我が国ではないにしても実用化されているわけですから、そういう意味では、消毒というのは非常に意味がある言葉なので、消毒の言葉の定義を少し広げるということでいけば、要するに、ろ過とか膜ろ過もそうで

ですが、除菌・除濁の除く方で、消毒、ディスインフェクションとかインアクチベーションではないので、そういうインアクチベーションなりディスインフェクションの単位プロセスとして、塩素剤とかUVとかオゾンとかいろいろなものがあるんだよというような定義付けにしていただけると、前進するかなという気がしますが。

ほかに、消毒関係でございますか。

○遠藤委員 ちなみに、この前のWHOの会議では、新しいガイドラインの中で比較的一般的な形で紫外線による消毒が取り上げられるのではないかとの印象を持ちました。

○眞柄委員長 ありがとうございました。

それでは、化学物質関係で、江馬先生お願いします。

○江馬委員 化学物質関係のことは、毒性評価で従来やられていました方法で、現在でも標準的に行われている方法でありまして、基本的には、最小毒性量あるいは無毒性量を基本とした毒性の評価になると思います。

それから、新しい問題として話題になるのは内分泌かく乱作用ですが、内分泌かく乱作用のうちでも毒性の面で一番問題になるのは、低用量効果をどう判断するかということになると思いますけれども、これは、ここに書きましたように、まだ低用量評価の評価法が確立しておりませんので、そのことをこういう基準値とかに盛り込むことは、現在のところ無理ではないかというふうに考えています。

既に、監視項目でフタル酸エステルのDEHPとかダイオキシン等の値が入っておりまして、これは従来の毒性の評価の仕方で入っていると思うのですが、もし盛り込むとなれば、そういう従来の毒性の評価に基づいた値になろうかと思います。

以上です。

○眞柄委員長 ありがとうございました。

ほかにございますか。13ページの一番最後のところに、B A Tの話が入っておりますが、これはそのとおりなんですが、やはり前提として「感染症対策である消毒操作をおろそかにしない限りにおいてB A Tを」というのがやはり要るだろうと思いますので、そこは何でもB A Tだというわけではなくて、基本的にはやはり消毒操作というのがパラマウントであって、その上に立ってB A Tだよということを書いておいていただいた方がいいだろうと思います。逆に言えば、いずれ議論になるかしもれませんが、臭素酸の数字をどうするかといったときに、さっきはオゾンしか書いていませんが、次亜塩素酸ソーダ、特に生成次亜では臭素酸ができるわけですよね。そうすると、水質基準になったときには、施行されたらその日からそれを守らなければならない。でも、次亜の生成から次亜の購入に変

えるためには、しばらく時間が掛かると。その間はしようがないではないかとか、そういうこともあるかもしれない、そういう意味では「消毒操作をおろそかにしない限り」という文章は、やはりどこかで入れておく必要があるだろうと思います。

国包先生、いかがですか。

○国包委員 特にありません。あえて言えば、農薬のことがちょっと。

○真柄委員長 ここでは農薬は詰められていないので、よろしいですか。基準のところまで来てしまったんですね。では、農薬のことはどうするのかな。

○平田委員 ちょっとよろしいですか。化学物質のところで初めて出てきたものですから、先ほど微生物のところで申し上げなかったんですが、「基準の設定」というのが 13 ページにございますけれども、微生物の関してもこここの基本的な考え方といいましょうか、1 日飲用する水の量は 2L というのは、微生物についてもそれを踏襲するというふうに読むべきなのでしょうか、それともこれは化学物質に限ってこうであるというふうに読んでおいて、先ほどの遠藤先生の方から御説明のあったように、それは考慮の対象にしてもよろしいかどうかということです。

○真柄委員長 では、遠藤先生、1 日 2L でリスクをどうするかとか、その辺のところを次回までに少し基本的な原則を書いておいていただけますか。皆さんと議論して、10 のマイナス 4 乗が当てになるかどうかわかりませんけれども、やはりそういう議論をしましょ。その上で、科学的な知見がというよりも、要するに臨床のデータなりあるいは疫学的な情報が我が国ではまだ少ないと、発症しない、無作用量前提で値を決めたということになるかもしれないし、その辺のところをやはり一度議論しましょ。

○遠藤委員 はい。

○西村委員 12 ページに、例えば内分泌かく乱化学物質の存在状況の監視等というようなことが書いてありますけれども、一般的に化学物質、先ほどの枠組みですと、選択の余地が出てくると真柄委員長の方からデータベースをきちんとして。そのための情報の収集が全国的になされないと、なかなかしっかりととしたデータベースができると思うので、その辺の考え方というのをきちんと議論をしておいていただけるといいのかなというふうに思います。

○真柄委員長 わかりました。多分それは、その次の暴露分析と関係すると思いますので、どこかでまた書いてもらうことにしましょう。

「基準の設定」の後ろの方に農薬のことが 16 ページに書いてありますので、農薬のことで国包先生何かございますか。

○国包委員 私の直接担当では必ずしもないんですが、先ほど来の話で、今後は特定の地域でしか問題とならないようなものも基準項目の中に入れていくというお話をしたよね。恐らく、そういう扱いをするときに、農薬の取扱いをどうするかというのはかなり大きな問題になると思うんです。農薬の検出特性とか、使用の特性とかも今改めて申し上げても意味はないと思いますけれども、そういうことも考慮して、農薬全体の扱いをどうするかというのを、これはサンプリングのこととか評価のこととか全部含めてですが、ちょっと別立てで検討する必要があるかと思います。少なくともここに書いてあることは、これはこれで妥当なことが書いてありますが、具体的にどう扱うかというのが大問題になると思います。

○眞柄委員長 これについては、先ほどのことと同じように、江馬先生には毒性評価の方を中心に、専門的に御協力いただくことになっていますが、西村先生、ちょっと農薬について基準の立て方の基本的な考え方について、メモを御準備いただけますか。

○西村委員 はい。今準備しております。

○眞柄委員長 お願ひします。

それから、私から1つ。「性状に係る基準」で発泡性の話があります。今、MBAS が入っていますが、MBAS の 0.5mg/L というのがあります、ノニオンの問題もありますので、発泡のことについてはちょっと見直した方が、要するに、性状に係る基準の「性状」というのは一体何だというようなところで「色・濁り・においなど」と書いてあるから、泡も「など」の中に入っているかもしれないけれども、これはもともと法律の方では「色・濁り・におい」というふうになっていますので。ただ、泡のことも忘れないようにしましようということです。

では、次の「水質検査」のところを安藤先生、お願ひします。

○安藤委員 水質検査の項は、基本的にここにお書きいただいた考え方でよろしいのかなというふうに思います。ただ、今までの公定法というのは、単に省令に方法だけしか書いていないということから、もう一つ踏み込もうという意味では、いわゆる平成4年以前のスタイルに戻るということになるだろうなと思います。いずれにしても、よりどころを明確にするということが必要だと思います。

それから、幾つかあるのでしょうかけれども、測定方法を1つではなくて複数設けるというのは、平成4年のときはそうしたんですが、そこで発生する問題としては、Aという方法とBという方法の違いが出てくることです。この相違をどうしたらいいか、どのくらいの許容範囲をOKとするか、考え方を明確にしておかなければと思っております。

あとは、ここにお書きいただいたようなことをできる限りやっていくということになろうかと思っています。

それから、その次の水質検査に関するものとしては、資料3の説明は後でするのでしょうか。

○眞柄委員長 いえ、もう一緒にやってください。

○安藤委員 それでは、資料3の方の具体的にどういうものを検討していくかというのは、4ページ、5ページに若干書いてございます。一般的なお話が幾つか書いてあります。そういうものの試験方法をちゃんとしようということです。それについては、私どもは監視項目までも含めて、あるいはそれ以上の測定法も検討しておりますので、対応は出来つづあるというところですが、若干考えておかなければいけないだろうということがござります。それは、5ページの個別としては、先ほど遠藤先生から大腸菌群あるいは大腸菌のお話が出ましたが、そのデータは私どもは多少持っております、それについてもうちよと踏み込んだデータ収集をしようというふうに思っています。基本的な考え方として誤陰性というのは困るということがありますから、我が国の一般的な水道あるいは水道原水の中で誤陰性になる可能性がどのくらいあるかという基本的データ収集を行わなければいけないなというふうに思っていることが1つ。

それから、もう一つ、2番目の有機物の使用として今まで過マンガン酸カリウム消費量というのを使っておりました。これは、当然もう100年あるいは120年以上前の試験法なわけですが、それが今まで残っている、それはそれなりに非常に有効な手段として使ってきましたのですが、もう一步先に進む必要があるだろうということから、過マンガン酸カリウム消費量、環境水ではこれをCODという形になるのでしょうかけれども、もう一つ踏み込む。つまり、データのQA/QCまでも含めて考えますと、TOCというものに踏み込んでみようというふうに思っております。それについては、先ほどの大腸菌と同じように、全国の状況というものはどうか、それとの整合性はどうかということを考えていこうということでございます。

それから、もう一つ先に行きまして、QA/QCの問題でございますが、これは何度も私も申しておりますので、いろいろな整合性という観点あるいは民間が参入するということと水道事業体の在り方ということから考えると、どうしてもQA/QCについて、もう一步踏み込むということを考えなければいけないというふうに思っているということでございます。

○眞柄委員長 では、国包先生、サンプリングのところをお願いします。

○国包委員 資料2の方では、18ページの一番下から書いていただいております。基本的に、こういう方針で私自身やらせていただきたいと思っております。サンプリングの方法とか評価の考え方に関しましては、突き詰めれば先ほどの検査か、監視かというようなことにもなってくると思うんですが、要は、飲み水が基準に適合している、適合していない、その判定をするためのサンプリングの場所ですとか、箇所数、それから、頻度といったことを基本に据えて、それも水質基準項目に考えとしては一応限定してやっていきたいと思っております。ただ、勿論それだけでは済まないわけとして、基準を超えたときにどういうふうに考えるのか、これは評価に踏み込むことになりますけれども、そういうことについても何がしか、ここにはその点は具体的に書いていなかったと思いますが、踏み込んで検討はしておかなければいけないだろうというふうに思っております。

それから、原水ですかあるいは水源の水ですか、いろいろな段階での水質の監視ということも併せて非常に大事になってまいります。そういうものについて、今の基準適合、不適合というのとは別の目で、これは、むしろガイドライン的なものをつくればいいというぐらいの考え方で整理をしていきたいと思っております。

こういったことについて、項目群ごとにというのはかなり無理がある場合があると思いますので、1項目、1項目最終的にはつぶしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、もう一つ、水質検査計画のことなんですが、これも基本的には先般の専門委員会の報告書の考え方方が基本的に私は妥当だと思っておりますが、今の時点で改めてこれを見直さなければいけないと思っております。

それと、これは、先ほど来のいろいろな議論も考えて、今の時点で私の単なる感想であるんですが、例えば21ページにも書いてございますけれども、こういった意味での水質検査計画というものと、それから、水道水質管理計画、これは作る主体も違うということではありますが、私自身は一応の区別はついているつもりではありますが、非常に近いし、何とかうまく整理ができるかなというふうに思っております。それで、今回はまだ十分な全体のサンプリング方法ですとか、評価方法あるいは検査計画についての取りまとめができておりませんが、12月が一応の目途ということですので、鋭意頑張っていきたいと思います。

以上です。

○眞柄委員長 ありがとうございました。

何かこのところでありましょうか。

○平田委員 ちょっとよろしいですか。精度管理の調査は安藤先生の方でしたか。微生物関係の精度管理データというのもお持ちですか。例えば、一般細菌だとか大腸菌群だとか、微生物検査の精度管理調査結果についてですが。

○安藤委員 それは、ないのではないでしょうか。

○眞柄委員長 微生物の方は、やはりGLPなんですよね。だから、ふらん器の温度が何度だったとか、培地は作ってから何回実験したものしか使ってはいけないとか、そういうGLPの仕組みの中で精度を保証させるようなことしか考えられないのではないかと思いますけれどもね。

○安藤委員 それは、前回の委員会でも出ましたけれども、全くそのとおりだと思います。HACCPの考え方を導入するということは、当然こちらもそこをしっかりとやらなければ何の役にも立たないというふうに思っております。まさに、QA/QCも含めて、それはちまたでISO9000とHACCPは両方セットで出しているということが結構ございますので、そういうふうな形にしていかないと意味ないだろうなという感じがしております。

○平田委員 GLPでやっておいた上での精度管理があるのかなとちょっと思ったものですから。それが、実はかなり大きな問題として微生物の場合には出てくる可能性があるかなと思います。

○眞柄委員長 だから、公定法をするというのは厚生省令で定める試験法でしょう。JISではないんですね。だから、それはそれとしていいと。QAはGLPのルールのQA/QCと、化学物質に関してはガイド25のGLPのQA/QCのやり方と、両方水道では適用するよと。問題は、それを認証するのがだれか。だから、そこが足りないんですよ。実は無いんですね。ですから、制度をつくってもそれをどう生かすかというところが、今は要するに民間の仕事ですから、そこは受け皿があるのかと言われたら、いや、受け皿はだれかいないかと。平田先生のところ大学でベンチャーでやってもいいわけだから。中村先生のところでも結構ですが。

それと、今日、古米先生が御欠席でメモをいただいているんですが、やはり水質監視をするときに、水質検査もそうなんですが、例えば農薬などの場合には、地域の農薬の施用の計画というのは大体できているんですよね。前の農薬年度の段階で。あるいは一月単位で見れば、来月の何日くらいからこの流域では何を何kgれますよというのの大体わかる。そういう情報をきちんと入手できるような枠組みを、水質監視の枠組みの中で工夫をしてもらえないだろうかというのが1つ。

それから、もう一つは、古米先生も要するに河川なり農政の人たちの連携のことをお話

になっていらっしゃいますが、水道事業体なりあるいは都道府県の試験所が1級河川の水をくみに行こうといつたら、くませてくれないところがあるんですね。これは河川管理者の仕事で、お前たちが立ち入れることはならないというところもある。そうでないところもある。でも、それは逆に言えば、水道事業体が河川管理者から自分のところの水道の取水部分から上流何kmぐらいまでは、河川管理者から水質監視を受託するとかいろいろな方法でもいいという形で、実質的に水道事業者なり都道府県の水道担当部局が川の水を原水を取りに行けるぐらいの連携を、やはり健全な水循環の各省連絡会議でひとつやってもらえないかと。宮ヶ瀬ダムでも結局、神奈川県は自分で入れないそうですよ。だけれども、あのダムをつくるための建設費用の7割ぐらいは神奈川県の水道事業体が払っているのに、何で行けないかという話もあるので、そういういわゆる流域全体管理、watershed managementの中で、水道事業体なり水道行政部局が連携できるような枠組みを少し、それが基準とは直接関係ないかもしれませんけれども、監視計画なり検査計画のところで書いていただけたとよろしいかと思います。平田先生がクリプトの調査をしようと思ったら、何でお前は川の水を取っていくのか、クリプトを測るなんて、けしからんと言われないと限らないようです。

○平田委員 まだ言われてないですけれども。

○眞柄委員長 それでは、最後の簡専水ですが、これは私が担当になっていますが、御存じのように法律が変わりまして、水道事業管理者が自ら簡専水の検査指導をするようになったということと、従来の第34条機関もありますし、第34条機関が登録機関になりますので、状況が随分変わってきておりますので、今後、簡専水の適正な管理のために、どういうことが必要であるかというようなことを検討したいと思っております。

以上で、素案について各主要課題について作業方針も含めて御議論いただきましたが、改めて特に何かこれをということがありましたら、どうぞお出しください。

○宇都宮委員 評価方法、これは江馬先生にお聞きした方がいいのもかもしれませんけれども、飲料水からの寄与率が10%云々というところがありますよね。それは寄与率が明らかでない場合は10%とするとか、明らかになった場合は、私の記憶だと20%という場合もあったような気がするんですけども、その辺の調査というのはされていて、今回の基準改正にはどのように反映されるのでしょうか。一律に10%でというのは疑問に思いましたので。

○眞柄委員長 私からお話ししたいと思いますが、今ここで書かれているのはWHO等あるいは国内の化学物質のTDIなり食品や環境の基準値を定めるときの一般的なルール

です。WHOもこのルールでクライテリア・ドキュメントをつくると思います。ところが、例えばここでは NOAEL で 100 を使っている。LOAEL だったら更に 10 を足すということを書いてあるんですね。ところが、WHOがそれをやらない場合もあるわけです。LOAEL だけど 100 だというようなものについては、江馬先生が中心になって、もう一度元の毒性データを見ていただいて、やはり 1,000 なんだというようなことがあって、WHOのものと変わることもあり得る。

それから、WHOの今度の幾つかのものについて、10%ではなくて 50%などという数字が書いてあるものも出てくるだろうと。特に、トリハロについてWSTで、この間シャワーを浴びた後の血中のトリハロメタンの濃度が上がっているというレポートが出てくると、やはりあれは 50%にした方がいいという話が出てくるかもしれない。そうすると、それが、では日本人の平均的な暴露水準から見て 50%か 30%かというようなことを日本の状況を見て見直すことがあって、やはり 10%でいいやとか、やはり 30%だということは、その都度見ると。全くないときには 10%で非常に控えめにいくというやり方を採用せざるを得ないだろうというふうに思います。ということで、要するに何も情報がなければ 10%。もっときついのは、食品の方が余り多いものだから、水はぐっと隅っこの方においやられて 1%などというのがありますから、それはやはり暴露量の情報があるものについては 10%から多くなることもあるし、少なくなることもある。なければ 10%だというふうに対応していかざるを得ないだろうというふうには思います。

それでは、一応、時間をちょっと過ぎていますので、今日は大変重要な御意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。今後また今日御議論いただいたようなことを踏まえて議論を進めていきたいと思います。次回以降は、だんだんと具体的な課題について御議論をいただくようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

その他ですが、参考のために次回以降の予定を事務局からお話をいただきたいと思います。お願ひします。

○岸部水道水質管理官 それでは、次回の第4回は、前回お決めいただきましたように、11月8日の10時から開催させていただきたいと思っております。更に、引き続き第5回を12月9日の10時から開催させていただきたいと思います。

具体的に御審議いただきたい点は、本日の参考資料3でお配りしてございますけれども、次回につきましては、水質基準の在り方の各論の1回目といたしまして、微生物の基準、化学物質の基準、水質検査法。これらの各論について御審議いただければというふうに思っております。12月の第5回におきましては、各論の2回目といたしまして、水質検査の

QA/QC、それから、サンプリング・評価、水質検査計画。もし可能であれば、生活環境水道部会への中間報告案について御審議いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○眞柄委員長 ありがとうございました。

○平田委員 ちょっと質問してよろしいですか。第4回ですが、水質基準の在り方の各論1で、冒頭に「微生物に係る基準」と出てきて後は出てこないんですが、ここで基本的にまとまっていないとどうしようもないということではないですね。

○岸部水道水質管理官 そういうことではなくて、それは1回目でございまして、次に来年の1月に、個別項目の水質基準の設定について具体的に御審議いただければと思っております。

○平田委員 わかりました。それにしてもきついですね。

○眞柄委員長 こういうものは議論してもいつまで経っても決まらない、そういう言い方は不謹慎でいけないかもしれません、要するに、いろいろと不確定なというか、科学的にあいまいな部分はわかっている。それがゆえに我々は研究しているわけですが、現時点でここまで間違いないというので、やはり線を仕切って、ここではこうだということをしないと、いつまで経っても行政目標である水質基準ができませんから、そういう意味では、もうここでというふうに考えていただいて、ここだったら、この考え方、こういう事実に基づいてこういう基準はできるということにして、当然のことながら報告書ですから、例えば微生物についてここまで決めたけれども、今後こういうテーマについて科学的な研究を進めていけば、妥当性がますます確たるものになったり、あるいは場合によれば基準値を更に追加するなり考え方なければならないということは、当然のことながら報告書ですから、最後の段階では記述されるというふうにお互い考えて、余り固くならないで、ここまでだというふうに、この時点でというふうに対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、今日はどうもありがとうございました。